

4 面会交流

- (1) 面会交流とは、実際に子の監護をしていない親が、子と面会することなどを、監護をしている他方の親に求める権利であり、離婚の際に協議して定める事項の一つとして法的にも認められています。そして、当然のことですが、法的にも、子の利益を最も優先して考慮しなければならないことになっています。
- (2) この面会交流の合意内容は、柔軟に対応することが出来るものが望ましいとされており、通常は、包括的一般的な内容になっています。
- (3) これらを踏まえた、文例の一つとしては、次のようなものが考えられます。

第〇条（面会交流）

乙は、甲が丙及び丁と面会交流することを認める。その面会の回数は1か月に〇回程度とし、具体的な回数、日時、場所及び方法等について、丙及び丁の利益を最も優先して考慮し、甲と乙が協議して定める。